

開催年月日 令和3年12月9日（木）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹
 福祉局長 澁谷 文代
 地域福祉課長 岡本 直樹
 保護担当課長 浦崎 真

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>二 生活困窮者支援等について (一) 生活福祉資金貸付について 1 特例貸付の実態について 次に生活困窮者支援等について伺います。特例貸付が実施された2020年3月25日から今年10月末までの金額について、緊急小口資金と総合支援資金それぞれの金額を明らかにしてください。</p> <p>2 緊急小口資金における郵送受付について かつてない貸付となっているわけですが、緊急小口資金については、市町村社会福祉協議会における窓口対応から郵送受付も可能とされました。緊急小口資金全体の件数と、郵送によって申請された分はどの程度であるのか教えてください。</p> <p>郵送が有効に活用されているということだと思います。</p> <p>3 申請者の特徴について 緊急小口資金については、道は申請者の特徴についてはどのように把握していますか。</p> <p>制度の趣旨からやはり働き手が対象だということですね。</p> <p>4 郵送申請増加による相談者支援について 通常、申請者に対しては、窓口による面談面接を経て貸付が決定されるわけですが、コロナ禍における迅速な対応を促進する目的で今回郵送による申請も可とされたわけです。</p> <p>一方、郵送による申請のために一度も対面しないまま信頼関係を構築できずに、十分なアセスメントが行えないといった実態も寄せられています。こうした実態を道はどのように認識されているのでしょうか。</p>	<p>【地域福祉課長】 生活福祉資金特例貸付についてでございますが、特例貸付が開始された令和2年3月25日から本年10月末までの貸付実績は緊急小口資金が、101億6,407万7千円、総合支援資金は、334億4,809万円であり、緊急小口資金と総合支援資金の貸付実績の合計は、436億1,216万7千円となっております。</p> <p>【地域福祉課長】 郵送による緊急小口資金の貸付申請についてでございますが、特例貸付が開始されてからこれまでの緊急小口資金の貸付件数は、本年10月末時点で、5万4,965件であり、この貸付の実施主体である道社協からは、このうち郵送による申請は、全体の概ね8割程度である旨、報告を受けております。</p> <p>【地域福祉課長】 特例貸付を申請された方についてでございますが生活福祉資金特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業した個人事業主等や、会社から解雇等されたことにより、収入の減少した世帯等を対象に、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を行っているものであり、申請された方の約8割が20代から50代までとなっております。</p> <p>【地域福祉課長】 貸付申請の受付方法についてでございますが、特例貸付は、基本的に対面での相談による申込としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、社協への郵送による申込を原則とする旨、令和2年4月23日に国から示されているところであります。</p> <p>しかしながら、申請書類により、収入が大幅に減少している期間や休職期間が数ヶ月続いていることなどが確認され、支援が必要と認められる場合には社協職員が申請者に対して、直接電話による相談支援を実施するほか、自立相談支援機関の支援に繋げるなど、必要な支援に結びつくよう、努めていると承知しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>5 貸付制度の運用について</p> <p>そういう実態把握のためにですね、全国の社協職員で構成する職能団体である「関西社協コミュニケーションワーカー協会」が2021年の1月から2月にかけて全国の社協職員1,184人から回答を得たアンケートを行っています。「特例貸付に関する緊急アンケート」として公表されています。この回答の中には、北海道内の社協職員の回答も含まれているとのことでした。</p> <p>「特例貸付業務で感じたこと」の設問で、「丁寧な相談支援ができないジレンマ」が「非常にあった」「あった」の合計が76%になっています。「制度の有効性への疑問」が91%。「現場の課題や意向が反映されない、またはされる場がないことへの無力感」が72%にのぼっている実態が明らかになりました。</p> <p>このことを踏まえて、伺います。</p> <p>(1) 業務量過多に対する道の支援体制について</p> <p>業務量が増加する中で、社協職員の体制が十分に補強されず、職員への過度な負担が増大し、申請者への十分な対応ができないことを社協職員自身が訴えている訳です。</p> <p>道は、社協職員の業務体制をどう認識し、これまでどのような支援体制を行ってきたんでしょうか。</p> <p>(2) 貸付による支援の限界について</p> <p>当初はパニック状態でしたから本当に大変だったと思います。そのアンケートの中で制度の有効性についても回答がありました。「失業や減収が長期化し、生活再建の見込みが立たない世帯への貸付を行わざるを得ない」「貸付以外の債務があって、貸付が躊躇される世帯」等、貸付対応が厳しいと思いつつも他の支援がない中で苦悩し、困惑しているという訴えがあったわけです。</p> <p>また先般、2022年3月まで新規受付期間の延長が決定され、今回で7回目となる訳ですけれども貸付を繰り返すことで債務金額が増大し、逆に生活再建につながらないのではないかと懸念の声も出てきています。</p> <p>道は、生活困窮者自立相談支援事業をNPO法人等へ委託していると承知をしておりますけれども、これらも同様に生活困窮から脱する支援策が限られているという現状にあります。貸付による支援だけでは生活困窮状態から脱却できるのか、甚だ疑問であります。</p>	<p>【地域福祉課長】</p> <p>特例貸付業務についてでございますが、この制度は道民の方々の暮らしを支えるセーフティネットとして、重要な役割を担っているものと考えておりますことから、道では、道社協と連携し、コールセンターによる土日も含めた相談窓口を開設するとともに、申請件数の増大に応じて、派遣職員の増員や道職員による応援などマンパワーの積極的な確保を行い、迅速な貸付けに向けた体制強化に取り組んできたところであります。</p> <p>今後、貸付けを受けられた方々の据置期間が満了することに伴い、新たに、償還や免除の手続き、償還の進捗管理などといった事務が増大することから道では、適切かつ円滑な制度運営が行われるよう、必要な体制整備を図りながら、引き続き、道社協と連携・協働し、取り組んでまいります。</p> <p>【福祉局長】</p> <p>生活に困窮されている方々への支援でございますが、道では、コロナ禍で収入が減少し、生活に困窮する方々に対し、これまでも、道社協と連携し、生活福祉資金の特例貸付のほか、相談支援や住宅確保の支援などを行ってきており、今年度から道が設置する自立相談支援機関では、支援を必要とする方々の積極的な把握などに努めるため、訪問相談やアウトリーチ支援を実施しているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、こうした取組を進めながら、道社協や市町村、福祉事務所などの関係機関の皆様との緊密な連携の下、支援を必要とする方々のニーズの把握に努め、就労支援や生活保護の受給など、お一人お一人の実情に即した各種制度の利用につなげるなどし、早期の自立が図られますよう、多様な施策や制度を重層的に活用し、生活に困窮される方々の支えとなるよう努めてまいります。以上でございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>貸付による支援の限界を現場の社協職員が実感しており、現場の実態を良く聞き取り、道の施策にも反映させるべきと考えるんですが、いかがでしょうか。</p> <p>今答弁にあったようにね、多様な施策や制度を重層的に活用するって言うんですけど、やっぱりそこが薄いんですよね。それで様々な声が出ているということだと考えます。</p> <p>6 国への要望について 生活困窮者支援の柱である生活福祉資金の貸付制度だけでは、限界にきていると他にも事業が必要だ、制度が必要だという認識も示されたんだと思うんですけど、これは生活困窮者自立相談支援機関も同様であって、基本的な制度の拡充というのが不可欠な状況にあるのではないかと考えます。 現行ですね、借受人と世帯主が住民税非課税であることが要件となっている償還免除対象者の要件緩和による対象拡大や、抜本的な人員体制の増強を行うための施策を国に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。 また、貸付現場と共同した検証を行って、改善を図るべきだと考えますが、あわせて見解を伺います。</p> <p>その要望が実現するように私たちも力を合わせたいと思います。</p> <p>(二) 福祉灯油の実施について 次に福祉灯油の実施についてです。 冬の生活に欠かせない灯油代が高騰しまして、11月・12月と110円を超えております。1リットルあたりですね。コロナ禍で収入が減少した世帯や、数年にわたって引き下げが続く年金・生活保護世帯、それから、非正規労働者や障がい者世帯、母子家庭、生活保護利用者など低所得世帯に対する「福祉灯油」が切望されています。そうでなければ、食費を削ったり、必要な医療・介護費用を削るなどのそうした切実な声が出ている中でですね、どうしてもこれが実施が必要だと考えています。</p> <p>1 福祉灯油の必要性と実施状況について 道民の健康と暮らしを支えるうえで、福祉灯油は重要な取り組みだという認識であると思っておりますけれども、福祉灯油の必要性と効果について改めて道の見解を伺います。</p>	<p>【保健福祉部長】 生活福祉資金の特例貸付についてでございますが、道では、これまでも、国に対し、貸付を受けた方々にとって貸付金の返済が、生活の立て直しの妨げとならないための償還免除の要件緩和や、社協におきまして十分な事務処理体制の整備を図るため、マンパワー確保等、必要な財源措置について、要望してきているところでございます。 今後とも、円滑かつ迅速な貸付金制度の運用に向けて、道社協と制度の課題を共有し、必要な改善に努めながら、生活に困窮する方々に対する支援の更なる充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。</p> <p>【福祉局長】 福祉灯油事業についてでございますが、積雪寒冷の本道におきまして、冬期の暖房燃料費は、家計への負担が大きいことから、市町村が、所得の低い世帯などを対象に、灯油購入費をはじめとする冬期間に増加する経費に対して助成するいわゆる「福祉灯油事業」は、特に所得の低い高齢者や障がい者の方々などの暮らしを支える重要な取り組みの一つと認識しておりまして、今般の灯油高騰時におきましては、家計の負担への影響が少しでも和らぐことにつながるものと考えております。 以上でございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>2 生活保護世帯を対象とする市町村の状況について</p> <p>旭川市は13年ぶりに福祉灯油を実施するのですが、今般は、生活保護世帯も対象としました。一方、生活保護では冬季加算が支給されていることを理由にして、対象外とする市町村があるようなんですけれど、道内の状況はどうでしょうか。</p> <p>3 生活保護世帯への実施に関する理解の促進について</p> <p>今年は増えているようですけれども生活保護世帯が除外されているところもあるということで、私ども先月26日に共産党の道議団として厚労省に要請をしてきました。</p> <p>その際ですね、2007年12月26日に「生活保護世帯に対する福祉灯油を収入認定しないように」との通知が今も有効だということを確認してきました。</p> <p>まあ、つまり、生活保護世帯を福祉灯油の対象から除外する理由がないわけです。</p> <p>わずかな薪炭費がなくなって、冬季加算が10月から4月と暖房必要期間よりも短くて、1人世帯の場合、月12,780円と低額なままのあの冬季加算が据え置かれているわけです。</p> <p>福祉灯油の趣旨とは違って、原油高騰分を補てんするというものでもありません。</p> <p>生活保護世帯を対象にするっていうことは何ら問題がないわけで、まあ市町村が事業を実施することを決定するのは重々承知していますけれども、生活保護世帯に収入認定しないことなどと含めてですね、正しい理解の促進が必要ではないかと考えます。</p> <p>道として、改めて通知するなどの対応が必要と考えますが、いかがですか。</p> <p>通知の効果があるというふうに考えます。</p>	<p>【地域福祉課長】</p> <p>生活保護世帯を対象とする市町村についてでございますが、昨年度、福祉灯油事業を実施したのは、103市町村、このうち、生活保護世帯を対象としているのは、21市町村、今年度は、11月1日現在で福祉灯油事業に取り組むこととしているのは、155市町村、このうち、生活保護世帯も対象としているのは40市町村となっております。</p> <p>【保護担当課長】</p> <p>福祉灯油事業における生活保護上の取扱いについてでございますが、生活保護世帯が、市町村の行う福祉灯油事業による助成を受けた場合の取扱いにつきましては、制度上、受給者1人につき月額8,000円以内は、収入として認定しないこととしているところでございます。</p> <p>今年の秋以降、灯油価格の高値水準が続いておりまして、各市町村において、福祉灯油事業の実施が検討されておりますことから、道では、生活保護世帯が対象となる場合に、この取扱いに遺漏がないよう、先般、各福祉事務所あてに改めて文書で通知したところでございます。</p>
<p>4 財源確保について</p> <p>財源についてなんですけれども、国の10分の10で活用できる地方創生臨時交金と総合政策部の所管する地域づくり総合交付金で2分の1が充当されます。人口規模による上限が設定されているんですけれども、人口規模の多い都市部ではやはり十分な財源として充当される規模ではありません。生活が厳しくなるなかですね、わずかに課税となる世帯の生活は厳しくなっています。そうしたですね、対象拡大などにも十分対応した予算の確保が必要と考えます。</p> <p>道にも地方創生臨時交付金が配分されるのでありますから、人口規模による上限を拡充すべきではありませんか。</p>	<p>【地域福祉課長】</p> <p>福祉灯油事業への助成についてでございますが、この冬の灯油価格の最高値は、11月29日現在113.7円となっておりますことから、道では今般灯油価格が過去最高の135.5円となった平成20年度、次いで107円と高値になり、加えて電気料金も前年に引き続き値上げとなった平成26年度と同様に、「地域づくり総合交付金」の基準額を1.5倍に引き上げることとしたところであります。</p> <p>なお、市町村の福祉灯油事業は、それぞれの地域の実情に応じた助成対象者や給付内容となっておりますことから、必要に応じて「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用している市町村もあると承知しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>5 今後の取り組みについて</p> <p>命にかかわる灯油、暖房の手段ですので、トリガー制度のように上限を設ける必要があるという提案もあります。厳しい寒さが想定される今冬の燃料高騰に対し、困窮する道民の命と健康を守る対策に、どう取り組んでいくのか伺います。</p> <p>道の積極的な取り組みは評価したいと思います。</p>	<p>【福祉局長】</p> <p>今後の取り組みについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活に欠くことのできない灯油の価格高騰は、これから本格的な厳冬期を迎えるにあたり、特に所得の低い世帯の方々の家計に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>このため道では、今般、市町村が行う福祉灯油事業に対する地域づくり総合交付金の基準額を1.5倍に引き上げることとしたところでありまして、より多くの市町村において、こうした取り組みが実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなど、働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。以上でございます。</p>